|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備考 |
| I. 基本的な考え方新型コロナウイルス感染症は徐々に感染者数は減少してきてはいるが、収束の見通しはたっていない状況にある。そうした中、顧客やSSスタッフ（社員・アルバイト）の健康・安全を確保しつつ、可能な限り地域社会の活動、地域住民の日常生活に欠かすことができないエネルギーを安定して供給していくためには、国による感染症対策の基本的対処方針に基づき、自己への感染、他者への感染を回避するよう、最大限の対策を講じる必要があることを踏まえ、以下の対応策を推奨。なお、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」上の位置づけが変更された（2023年5月8日）以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなることを申し添える。Ⅱ. 就業前等、日常の対応2. 経営者・SSスタッフは日常的に手洗いの徹底、いわゆる三密を避け、規則正しい生活を送るなど、お互いに感染防止に向けた取り組みを呼びかける。また、経営者は、SSスタッフに対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。3. マスクの着用については、２０２３年３月１３日より個人の判断に委ねることが基本となる。一方で、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、従業員や利用者にマスクの着用を求めることは許容していることから、経営者は自社のマスク着用の方針を定め、従業員に周知し、現場で対応していく必要がある。（脚注）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室HP「マスク着用の考え方の見直し等について」https://corona.go.jp/news/news\_20230210\_01.html参照4. 経営者は消毒液等の確保に努め、サービスルーム内などに設置。また、引き続きマスク着用を基本とする場合は、SS用にマスク（品質が確かな不織布製を推奨）を確保しSSスタッフへ配布するとともに、感染力の高い変異ウイルスがまん延していることを踏まえ、正しいマスクの着用方法を徹底する。5. ＳＳスタッフの休憩スペースにおいては、～6. ＳＳのマスク着用方針は個々の事業者が定めて対応していくこととなるが、マスクを着用しない場面では、引き続き①「三つの密」の回避、②「人と人との距離の確保」、③「手洗い等の手指衛生」、④「換気」等を励行することに留意。Ⅳ. 給油サービス等における注意点1. SSスタッフ接客時等のマスク着用について、自社の方針に準ずること。接客対応終了後は可能な限り手指を消毒。また、ユニフォームを貸与している場合はこまめに洗濯する。SSのサービスも可能な限り必要最低限とし、店舗の消毒やクリンリネスについて努力。

9. 顧客への店舗内での大声での会話の自粛、発熱等体調が悪いときは来店を控える等の周知・呼びかけに努める。≪油外販売等の対応≫1. サービスルームが作業完了待ちの顧客で密集することの無いよう、油外販売は予約制に移行する等の取り組みを行い、作業時間を考慮のうえ調整。サービスルーム内で顧客が待機する場合に備えて、密にならない環境を整備する。また、可能であれば検温のできる体制を整え、入室前に協力してもらう。4. 車内清掃作業も極力自粛し、ゴミの回収・廃棄をやむを得ず行う場合、SSスタッフは、マスクの着用については自社の方針に準じて対応。また、鼻水、唾液などが付いたゴミはビニール袋に入れて密閉し縛り、作業終了後には必ず石けんと流水で洗うなど消毒。 | I. 基本的な考え方新型コロナウイルス対策として、国は緊急事態宣言を全国に拡大する一方、ガソリンスタンド（以下「SS」という。）や配送拠点には営業継続を要請。そうした中、顧客やSSスタッフ（社員・アルバイト）の健康・安全を確保しつつ、可能な限り地域社会への燃料供給を継続するためには、国による感染症対策の基本的対処方針に基づき、自己への感染、他者への感染を回避するよう、最大限の対策を講じる必要があることを踏まえ、以下の対応策を推奨。なお、対応策の内容については、今後の各地域の感染状況を踏まえて随時見直していく。Ⅱ. 就業前等、日常の対応2. 経営者・SSスタッフは日常的に手洗いの徹底、いわゆる三密を避け、規則正しい生活を送るなど、お互いに感染防止に向けた取り組みを呼びかける。また、経営者は、SSスタッフに対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議等が発表している「新しい生活様式」の実践例や感染リスクが高まる「５つの場面」等 の周知などの取り組みを行う。SSでは、５つの場面のうち、③マスクなしでの会話が主たるリスクとして想定されるため、原則として来店者対応時などをはじめ、勤務中にマスク無しでの対人対応はしないよう細心の注意をはらう。（脚注）新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）、新型コロナウイルス感染症対策分科会「分科会から政府への提言　感染リスクが高まる「５つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（2020年10月23日）。５つの場面＝①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間に及ぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、➄居場所の切り替わり3. 経営者は、SS用にマスク（品質が確かな不織布製を推奨）や消毒液等の確保に努め、SSスタッフへの配布、サービスルーム内などに設置。また、感染力の高い変異ウイルスがまん延していることを踏まえ、正しいマスクの着用方法 を徹底する。4. ＳＳスタッフの休憩スペースにおいては、～5. ＳＳでは、原則としてマスクの着用を基本とするが、対人対応が無い場合、季節を問わず屋外でのマスク着用は不要としても問題はない。特に、高温・多湿となる夏期にマスクを常時着用することは熱中症リスクを高める恐れがある。このため、室内外の温度・湿度をこまめに確認するとともに、天気予報や「暑さ指数（環境省）」を参考に、接客対応がない時には適宜マスクをはずす等、熱中症予防にも取り組む。ただし、マスクをはずす際には、①室内外問わず他者との距離を２ｍ程度確保する、②室内では①に加え換気に努め、会話をしない等の感染防止対策を行うことが必須であることに留意。Ⅳ. 給油サービス等における注意点1. SSスタッフは、原則としてマスクを着用して接客し、対応終了後は可能な限り手指を消毒。また、ユニフォームを貸与している場合はこまめに洗濯する。SSのサービスも可能な限り必要最低限とし、店舗の消毒やクリンリネスについて努力。

9. 顧客へのマスク着用、店舗内での大声での会話の自粛、発熱等体調が悪いときは来店を控える等の周知・呼びかけに努める。≪油外販売等の対応≫1. サービスルームが作業完了待ちの顧客で密集することの無いよう、油外販売は予約制に移行する等の取り組みを行い、作業時間を考慮のうえ調整。サービスルーム内で顧客が待機する場合に備えて、密にならない環境を整備するとともに、正しいマスクの着用を口頭、もしくは掲示等で周知する。また、可能であれば検温のできる体制を整え、入室前に協力してもらう。4. 車内清掃作業も極力自粛し、ゴミの回収・廃棄をやむを得ず行う場合は、SSスタッフはマスクを着用し、鼻水、唾液などが付いたゴミはビニール袋に入れて密閉し縛り、作業終了後には必ず石けんと流水で洗うなど消毒。 | （変更）緊急事態宣言は解除されているため。（変更）なお書き部分を変更（削除）５つの場面を削除（脚注削除）（新設）マスク着用の判断部分を挿入（脚注修正）（修正）マスク着用部分の書きぶりを変更（ＮＯ修正）（修正）熱中症対策部分を削除。マスク関係の書きぶりを修正。（修正）（修正）（修正）(修正) |